

積丹町教育大綱

平成28年2月

積丹町

積丹町教育大綱

(平成28年度～平成33年度)

豊かな郷土で自ら学び、

地域文化を育むまちづくり

子どもたちが元気に学び活動し、町民の誰もが学習、芸術文化やスポーツ活動に取り組み、豊かな心と安らぎを持てるようこの大綱を定めます。

教育大綱3つの基本方針とその施策

確かな学力と心身の健全育成

- 確かな学力の向上
- 豊かな心の育成
- 健やかな身体の育成
- 信頼される学校づくり
- 安全・安心な学校・地域づくり
- 教育環境の整備・充実

生涯学習の充実

- 生涯各期における学習機会の充実
- 家庭教育の推進
- 青少年教育の推進
- 成人教育の推進
- 高齢者教育の推進
- 地域学習活動の推進

文化・スポーツ活動の振興

- 芸術文化活動の振興
- 郷土芸能・資料、民具などの保護と活用
- 生涯スポーツの普及と推進
- 施設の整備と有効活用

はじめに

少子高齢化や高度情報化、グローバル化、核家族化の進展など社会環境の変化に伴い、価値観やライフスタイルの多様化、さらには規範意識や倫理観の低下、地域社会のつながりの希薄化など、社会情勢が大きく変化している中、国は、次代を見据えた教育の実行に向けて、「社会を生き抜く力の養成」、「未来への飛躍を実現する人材の育成」、「学びのセーフティーネットの構築」、「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」の四つの基本的方向性を掲げた「第2期教育振興基本計画」を平成25年6月閣議決定しました。

また、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）」が、平成27年4月1日施行され、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化など、制度の抜本的改革が行われました。

本町においても、時代に対応した人材を育てるため、地域における教育の充実はますます重要となっており、子どもたちが生き生きと学び育つことができ、すべての世代で生涯にわたり自ら学び、学習成果を地域活動で生かせるよう、今後の本町の教育、学術及び文化の振興に関する施策について、その方針を示す「積丹町教育大綱」（以下「大綱」という。）を定めます。

1. 大綱の位置づけ

大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3に規定されるもので、町長と教育委員会で構成する「総合教育会議」において協議・調整し、町長が策定するものです。

2. 関連計画との関係

積丹町におけるまちづくりの最上位計画である「第5次積丹町総合計画」のもと、その生涯学習分野における基本目標である「豊かな郷土で自ら学び、地域文化を育むまちづくり」を大綱の基本目標とするとともに、「第5次積丹町総合計画・基本計画」、「第5次積丹町社会教育中期計画」、「積丹町子ども・子育て支援事業計画」を踏まえ策定するものとします。

3. 大綱の期間

大綱の期間は、第5次積丹町総合計画（平成24年度から平成33年度）の期間の平成28年度から平成33年度までの6年間とします。

ただし、この期間内において、教育に関する社会情勢の変化や「第5次積丹町総合計画」等の関連計画の改訂があった場合は、大綱の見直しについて総合教育会議において適宜協議するものとします。

1. 基本目標

豊かな郷土で自ら学び、地域文化を育むまちづくり

豊かな自然や恵まれた気候風土の下で育まれてきた歴史、伝統や文化などへの理解を深め、町民一人ひとりが生涯を通じて学習の機会を選択して学べるよう、次代を担う子どもたちが元気に学び活動できる教育環境づくりの充実に努め、誰もが、自ら主体的に学習、文化芸術やスポーツ活動に取り組み、豊かな心と安らぎを持つことができるまちづくりを進めます。

2. 基本方針とその施策

(1) 確かな学力と心身の健全育成（学校教育）

児童・生徒が、確かな基礎学力を身につけ、豊かな心と健やかな体を育成するため、地域社会との連携・関わりの中で、創意工夫を生かした特色ある信頼される学校づくり、義務教育の充実に努めます。

時代の変化に対応した教育環境を整え、安全で安心な学校施設等の整備に努めます。

■ 施策

- 確かな学力の向上
- 豊かな心の育成
- 健やかな身体の育成
- 信頼される学校づくり
- 安全・安心な学校・地域づくり
- 教育環境の整備・充実

(2) 生涯学習の充実（社会教育）

年齢期に合わせた領域区分での芸術文化活動や、学習活動の支援を行い、次代を担う青少年の健全な育成や高齢者の生きがいをづくりの促進、学習成果を地域活動にいかすことのできる体制づくりに努めます。

家庭、学校、地域社会の連携による様々な取組を通して、地域の教育力の向上を推進します。

■ 施策

- 生涯各期における学習機会の充実
- 家庭教育の推進
- 青少年教育の推進
- 成人教育の推進
- 高齢者教育の推進
- 地域学習活動の推進

(3) 文化・スポーツ活動の振興

(文化、スポーツ・レクリエーション)

町民誰もが芸術文化に親しみ、潤いに満ちた生活を送ることができるよう、町民の芸術文化活動を支援するとともに、より多くの優れた芸術文化に接する機会が確保されるように努めます。

郷土の文化・歴史の継承と、郷土芸能や郷土資料の保護保存、活用に努めます。

健康や体力づくりにより、町民誰もが明るく活力ある生活を送ることができるよう、スポーツ・レクリエーションに親しむことができる機会の創出に努めます。

スポーツ団体の活動支援や町民が利用しやすいスポーツ施設の整備に努めます。

■ 施策

- 芸術文化活動の振興
- 郷土芸能・資料、民具などの保護と活用
- 生涯スポーツの普及と推進
- 施設の整備と有効活用